

ポイ捨て・屋外の公共の場所での喫煙はやめましょう！



長崎市では、平成21年4月1日から、ポイ捨て・喫煙禁止条例（長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例）を施行しています。ごみのポイ捨てと屋外の公共の場所での喫煙を条例で禁止することで、環境美化を進めるとともに、快適な生活環境づくりを図っています。 **問い合わせ 長崎市 環境部 廃棄物対策課 ☎(095)829-1159**

ポイ捨て・喫煙禁止条例の内容は

- ポイ捨てをしてはいけません。
- 道路、公園等の屋外の公共の場所では、喫煙をしないように努めなければなりません。
- 特に人通りの多い商店街や観光地等の、市が指定する「**ポイ捨て・喫煙禁止地区**」でポイ捨て・喫煙をすると、**罰則（2千円の過料）**が科されます。

長崎市内全域

- ・ポイ捨てをしてはならない(罰則適用なし)
- ・屋外の公共の場所で喫煙をしないように努めなければなりません(罰則適用なし)

ポイ捨て・喫煙禁止地区 【特に人通りの多い商店街や観光地等】

- ・ポイ捨てをしてはならない(罰則適用あり)
- ・屋外の公共の場所で喫煙をしてはならない(罰則適用あり)

<ポイ捨て>



・空き缶・たばこの吸い殻・チューインガム・弁当ガラなど、あらゆるごみをみだりに捨てること（ポイ捨て）は禁止されています

・道路・公園・広場等の屋外の公共の場所では、喫煙をしないように努めなければなりません（努力義務）

<喫煙>



・喫煙とは、たばこを吸うこと及び火のついた、たばこを持つことですが歩きながらだけでなく、立ち止まっている、座っている、携帯灰皿を持って吸う等のあらゆる状態での喫煙を含みます

ポイ捨て・喫煙禁止地区はどこですか

平成21年4月指定地区

- 大浦天主堂、旧羅典神学校、グラバー園
- 日本二十六聖人殉教地
- サント・ドミンゴ教会跡
- 旧出津救助院、出津教会、ド・ロ神父遺跡
- 大野教会堂
- 出島和蘭商館跡
- 崇福寺

平成21年10月指定地区

- 浜んまち商店街
- 中通り商店街
- 新大工町商店街
- 平和公園周辺
- 中島川公園周辺
- 東山手・南山手地区
- 新地・十善寺地区

※詳しくはパンフレット内側の地図をご覧ください

長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例（抜粋）

（ポイ捨ての禁止）

第8条 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

（喫煙における配慮）

第9条 何人も、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れを携帯すること等により、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。

2 何人も、屋外の公共の場所において、喫煙をしないよう努めなければならない。

（ポイ捨て・喫煙禁止地区）

第10条 市長は、特にポイ捨て禁止を重点的に指導し、及び喫煙を禁止する必要があると認められる地区をポイ捨て・喫煙禁止地区（以下「禁止地区」という。）として指定することができる。

（喫煙の禁止）

第11条 何人も、禁止地区内の屋外の公共の場所において、喫煙をしてはならない。ただし、土地占有者等が設置する喫煙所においては、この限りでない。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料を科する。

- (1) 第10条第1項の規定により指定した禁止地区において第8条の規定に違反した者
- (2) 第11条の規定に違反した者

長崎市ごみの散乱の防止及び喫煙の制限に関する条例施行規則（抜粋）

第9条（略）

2 条例第20条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。